

「福島市渡利児童センター・福島市わたりふれあいセンター」

指定管理者候補者の選定結果について

1 選定経過

	期日	項目	内容
1	7月24日	現場説明会	1 団体参加 ・ 時間：午後2時～ ・ 内容：募集要項・仕様書の説明、施設案内、質問受付
2	7月25日～28日	質問書の受付	質問件数：質問なし
3	8月2日	質問への回答	なし
4	8月3日～10日	指定申請書受付 (こども政策課)	1 団体申請 ・ 申請書類の内容等点検、受付
5	8月29日	面接審査 (福島市保健福祉センター 第1保健指導室)	1 団体面接 ・ 時間：午後1時45分～ ・ 内容：プレゼンテーション、質疑応答
6	9月27日 (健康福祉部) 9月28日 (こども未来部)	第1次審査 (こども未来部・健康福祉部 指定管理者管理運営委員会)	評価項目：7項目 ・ 各評価項目について評価（配分等詳細は審査集計表による） ・ 委員持点：各評価項目それぞれ10点
7	10月10日	第2次審査 (福島市指定管理者選定委員会)	・ こども未来部・健康福祉部指定管理者管理運営委員会第1次審査の結果報告 ・ 指定管理者候補者の順位を決定

2 指定管理者候補者

- ・「社会福祉法人 福島福祉施設協会」／最終合計点：68.85点（交渉順位第1位）

3 審査結果

【審査集計表】

評価項目	配分	第1位 (こども未来部)	第1位 (健康福祉部)
① 施設の設置目的の理解	10%	5.60点	4.60点
② 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進	30%	17.10点	15.00点
③ 指定管理料（費用）の設定	15%	6.30点	1.05点
④ 効率的な施設の維持管理	10%	5.70点	4.90点
⑤ 関係法令等の遵守体制	5%	2.90点	2.25点
⑥ 社会的価値の実現	15%	8.55点	7.35点
⑦ 安定した施設運営	15%	7.80点	7.20点
合計	100%	53.95点	42.35点
※管理運営委員会委員が7名につき1項目70点満点⇒7項目全てで100点満点換算した合計点		77.07点	60.50点
上記採点結果に【インセンティブ加点】（+0.00点を加点）した合計点		77.07点	
上記採点結果に【インセンティブ加点】（+0.13点を加点）した合計点			60.63点
最終合計点		68.85点	

【評価コメント】

・わたりふれあいセンターに関する施設の設置目的の理解は、施設状況をしっかり把握しており、高齢者をはじめとした福祉の拠点としての設置目的が示されているが、利用者増を掲げながら目標値が横ばいであり意欲的とは思えないとの意見があり、一部標準点を下回る評価があった。一方、渡利児童センターにおいては、高齢者と児童のふれあいの場、福祉避難所としての機能を積極的に推進する姿勢があるとして標準点以上の評価となった。

・両施設ともにこれまで実施されてきた取り組みをベースに、サービス向上の取り組みが示されており、施設・地域の特色を生かしたサービスの拡充が期待できる。

・利用者に対するその時々ニーズに応じてサービス提供を行おうとする意欲は評価されるが、その計画（幼児サークル等）にあたる職員の確保・研修計画の具体性が不足している。

・法人の個人情報保護の管理規程を定め、職員による個人情報の漏洩防止に努めるとともに、利用保護者が撮影した児童の取り扱いにも具体的な策が講じられており、法令制度を遵守している。

・高齢者の利用促進の観点から相談員を増員し、利用者の利便性向上を図っており、両施設ともに職員の処遇改善や育児休暇の取得促進など、働きやすい環境づくりのための方向性が示されており、安定した施設運営による施設利用サービスの質の向上が見込まれる。

#### 4 参考

##### ■提案内容の評価の視点

##### ① 施設の設置目的の理解

- ア 管理運営方針は、施設の設置目的に沿っているか
- イ 目標値及び重視するサービス項目の設定が的確であるか

##### ② 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進の考え方

- ア 上記ア、イを踏まえ、利用者に対するサービス向上が見込まれる提案となっているか

##### ③ 指定管理料（費用）設定の考え方

- ア 標準的経費により採点
- イ 必要な費目の設定は妥当か

##### ④ 効率的な施設の維持管理に関する考え方

- ア 保守管理点検等の施設管理計画が妥当か

##### ⑤ 関係法令等の遵守体制

- ア 個人情報保護及び秘密漏洩防止について理解され、組織として適正な対策が講じられているか

##### ⑥ 社会的価値の実現

- ア 雇用や労働条件等に配慮した取り組みを行っているか

##### ⑦ 安定した施設運営

- ア 安定した施設管理に必要な業務遂行能力を有する職員計画となっているか
- イ 類似施設の施設管理の実績があり、十分なものか
- ウ 団体の経営状況は良好か

## ■指定管理者採点におけるインセンティブの付与について

### 1 趣 旨

利用者へのサービス向上と施設管理の安定性、継続性の観点から、良好な業務評価の指定管理者については、インセンティブを付与する。

### 2 インセンティブ方法（令和2年度は総合評価を算出しないため、対象外）

① これまでの指定管理者については、平成30年度～令和4年度の4か年の指定期間の評価結果を基に下記の通り積算し、その平均点を加点する。

#### ② 加点数算出方法

- ・総合評価が「S（非常に良い）」⇒1年あたり：+1点
- ・総合評価が「A（良い）」⇒1年あたり：+0.5点
- ・総合評価が「B（標準である）」⇒1年あたり：加点なし
- ・総合評価が「C（努力が必要である）」⇒1年あたり：加点なし
- ・総合評価が「D（改善が必要である）」⇒1年あたり：加点なし

③ 上記①により算出された点数を採点によって出た点数（各部指定管理者管理運営委員会により審査委員数が異なるため、採点結果を100点満点に換算する）に加点することとする。